

確定申告は

お早めに

2月16日(木)

～3月15日(木)

税務収納課 ☎66・1116

所得税

豊橋税務署

☎0532・52・6201

確定申告の相談・申告会場

■豊橋税務署

〒440・8504豊橋市大国町111

〔相談・受付時間〕

平日の午前9時～午後5時

※2月19日(日)・26日(日)は相談を受け付けませんが、混雑が予想されますので、なるべく平日にご利用ください。なお、駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

※確定申告書は、2月上旬に発送します。

■市県民税の申告会場(P5)

市内の各会場でも所得税の申告や相談は可能ですが、下記のとおり対応が限られてしまうため、所得税については、原則、豊橋税務署でお願いします。

▼市県民税の申告会場で相談できる申告

給与所得(年末調整していない場合など)、公的年金などの雑所得、医療費控除、寄附金控除など。

▼市県民税の申告会場で相談できない申告

次に掲げる申告の相談が必要の方は豊橋税務署でお願いします。
・事業所得(営業、農業など)、不動産所得、土地・建物・株式等の譲渡所得、申告分離選択の配当を確定申告する方
・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の確定申告を初めてする方
・贈与税、消費税の申告をする方など

申告の必要な方

■給与所得のある方

・平成23年中の給与収入が2千万円を超えた方
・給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えた方

・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超えた方など

■公的年金などの受給者

公的年金などの受給者で所得税が源泉徴収されていた方は、確定申告で所得税を精算することになります。

(昨年からの変更点)

公的年金の収入が400万円以下であり、かつ公的年金以外の所得が20万円以下の方は確定申告をする必要がなくなりました。なお、この場合も還付申告をすることはできます。ただし、確定申告書の提出の必要がない場合であっても、市県民税の申告が必要な場合があります。

■個人の事業経営者

平成23年中の所得金額の合計額が、所得控除の合計額より多くなった方 など

■土地・建物などを売却した方

譲渡所得とその他の所得の合計額が、所得控除の合計額より多くなった方 など

確定申告書の用紙は、2月1日から市役所税務収納課、申告期間中は申告会場にも用意しています。

税理士による無料税務相談所

とき

2月16日(木)～3月2日(金) ※土・日曜日は除く

ところ

市民体育センター 大会議室

相談時間

午前9時30分～正午

午後1時～4時(終了)

※受付は午後3時30分まで

